

最高裁判所第11回
「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」
に対する意見書

2025年（令和7年）12月18日
日本弁護士連合会

目次

第1 意見の要旨.....	1
第2 最高裁判所による迅速化検証に対する意見.....	3
第3 第1回報告書Ⅲ「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」に対する意見.....	7
第4 第1回報告書Ⅳ「地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情」に対する意見.....	14
第5 第1回報告書Ⅴ「家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概要及び実情等」に対する意見.....	19

最高裁判所第11回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に対する意見書

2025年（令和7年）12月18日

日本弁護士連合会

2025年（令和7年）7月11日、最高裁判所は、裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）第8条第1項に基づく裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関して、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（以下「第11回報告書」という。）を公表した。この第11回報告書も、過去2年ごとに10回にわたって公表されている報告書と一連一体となるものである。そこで、本意見書でも、最高裁判所による迅速化検証全体に対する意見及び第11回報告書についての当連合会の意見を述べるものである。本意見書の第1では意見の要旨を、第2では最高裁判所による迅速化検証への当連合会としての意見と今後の迅速化検証への要望を述べ、第3ないし第5では第11回報告書の民事、刑事及び家事それぞれのパートに対する当連合会の意見等を述べる。

迅速化検証における実情調査は、調査対象となった裁判官、検察官、弁護士の忌憚のない意見を聞くために、調査対象となった地域やヒアリングの対象となった関係者を特定ができない方法で実施されている。さらに、第11回報告書に記載されている実情は、調査対象となった地域での実情であり、かつ、あくまでヒアリングの対象となった個人の意見であるから、これが直ちに一般化される性質のものではない。第11回報告書の実情調査は、民事、刑事、家事の3つの分野における調査対象地における実情の報告の部分、検証検討会での議論、及びこれらを踏まえた今後に向けての検討の部分に分かれるものである。本意見書の実情の報告の部分に関しては、第11回報告書に記載がないが実情調査に現れた点などを指摘することにも努めながら、適宜、当連合会としての意見を述べるものであり、調査対象となった弁護士の意見を紹介する部分と当連合会の意見を、書き分けた形となっているので、注意されたい。

第1 意見の要旨

1 最高裁判所による迅速化検証全体に対する意見の要旨

- (1) 最高裁判所は、各回の迅速化検証においては、期日における争点整理や当事者間の認識共有などの裁判の運用面に係る検証だけでなく、迅速化法第8条第1項の規定どおり、これを支える制度面や、人的、物的な体制の整備に關しても行われるよう努められたい。
- (2) 国及び政府は、これまでの11回に及ぶ検証の報告を踏まえて、司法基盤の人的、物的な体制の整備について、司法を通じた権利利益の実現が適切に行われ、司法が求められる役割を十全に果たすために公正かつ適正で充実した裁判が迅速に行われることについての国民の要請に応えるためには、裁判の迅速化が、充実した手続の実施とこれを支える制度及び体制の整備という運用面、制度面、体制面にわたる総合的な方策の推進によって行われなければならないとする迅速化法第1条ないし第2条の基本的な枠組みに従って、必要な法制上の措置及び十分な財政上の措置など(同法第3条、第4条参照)を講じられたい。
- (3) 最高裁判所は、迅速化法の立法目的(同法第1条)、各回の報告書で報告されている地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情、地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情並びに家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概況及び実情等などの検証の結果並びにこれから検証の重要性などについて、広く国民一般に周知されるような措置を採るべきである。
- (4) 裁判手続のデジタル化を進めるに当たっては、裁判所支部の統廃合や裁判官の非常駐化といった国民の司法へのアクセスを縮小する施策につながらないように留意されるべきである。

2 第11回報告書に対する意見の要旨

- (1) 第11回報告書の民事のパートについては、今回の実情調査は全国に先駆けてフェーズ1の運用を開始した府を対象に行われたところ、これらの府では、特に先進的な取組が行われているため、実情調査の結果は全国の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点に留意が必要である。同様の事情により、実情調査の対象となった裁判所の裁判官からの聴取内容が、そのまま一般的な裁判官に求められているものではないことは報告書の記載からも明らかである上、弁護士会所属の弁護士からの聴取結果が、他の地域を含めた一般的な弁護士の見解を代弁するものであるとも言い切れない点について留意が必要である。

- (2) 刑事のパートについては、被告人の防御権を保障しつつ更に公判前整理手続の期間、審理期間を短縮するためには、機材等も含めた体制面の拡充、より積極的な保釈の運用、身体拘束されている被告人の公判対応準備の環境整備などを視野に入れた検証と検討を行うことが求められる。さらに、全面証拠開示を含め、証拠開示に関する法的・制度的な改正の必要性も検討されるべきである。
- (3) 家事のパートについては、家庭裁判所の繁忙度が高く負担が増していること、期日間隔が長くなっていることが、検証の結果からもうかがえる。家庭裁判所に関する検証については、手続の運用改善のみならず、裁判官、書記官はもとより、家裁調査官、調停委員の人数や繁忙度など人的な体制についての検証、調停室・待合室などの部屋の確保や、各種機材の充実など物的な体制についての検証にも観点を広げ、子ども・高齢者・障害者を含む住民の人权保障のために、家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化、体制の拡充を視野に入れた検証と検討を行うことが必要不可欠である。

第2 最高裁判所による迅速化検証に対する意見

1 はじめに

本意見書の第2では、最高裁判所による迅速化検証全体への当連合会としての意見と今後の迅速化検証への要望を述べる。上記のとおり最高裁判所による迅速化検証及び報告書の公表は2年ごとに行われ、当連合会も各回の報告書について意見書を公表している。当連合会の意見書は、基本的に報告書に記載された統計、分析、実情調査の報告及び検証検討会の議論の結果等の事項のうち、関係各所（国民を含む。）にとって有益と思われる情報を簡潔に紹介するとともに、不足していると思われる情報を補うという目的がある。また、実情調査の報告や検証検討会の議論に対し、必要に応じて当連合会の意見を表明するという目的を兼ねるものである。これらに加えて、当連合会として報告書の内容にとどまらず国や政府による迅速化法の運用や最高裁判所が行う迅速化検証全体に対しての意見や要望を記載する場合もある。

2 迅速化法は司法基盤の整備法であるから迅速化検証では人的体制、物的体制の整備に関しても調査が行われるべきこと（意見の要旨1（1））

迅速化法は司法制度全体の基盤の整備法である。すなわち、第1条で、迅速化法の目的が公正かつ適正で充実した手続の下で裁判の迅速化を図ることによって国民の期待に応える司法制度の実現に資することにあると規定した上、

第2条第1項では、その裁判の迅速化は、充実した手続の実施とこれを支える制度及び体制の整備という、運用面、制度・体制面にわたる総合的な方策の推進によって行われるという基本的枠組みを明示している。迅速化法第2条第2項には、「裁判の迅速化に係る前項の制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとする。」との規定がある。最高裁判所も第5回の迅速化検証に係る報告書まではその旨を明記し、人的・物的基盤や制度面についても検証する姿勢を示していた。

しかし、第6回からこの12年間の検証は、主に期日における争点整理や当事者間の認識共有などの運用面の検証になっている。

当連合会は、これまで各回の報告書に対する意見で繰り返し述べてきたとおり、原則に立ち戻って基盤整備法として必要な検証、すなわち、人的、物的基盤の整備・拡充や制度面などにも重点をおいた検証をされるよう求めるものである。

具体的には、裁判所、検察庁の人的、物的体制に関する調査と整備を行うべきである。とりわけ、第4及び第5でも述べるように、刑事及び家事に関しては、基盤整備の観点からの検証・検討が不可欠である。例えば、検察庁の事務がひつ迫して、人的体制が不足していることは、近時の実情調査では明確に感じられることである。また、裁判所においては、適正、迅速な裁判のためには執務環境の整備も必要であると思われ、この観点からの検証を行うべきである。

人的、物的体制の整備の点では、当連合会は、家庭裁判所の人的、物的基盤の整備を求めて、2023年（令和5年）の人権擁護大会で、「子ども・高齢者・障害者を含む住民の人権保障のために、地域の家庭裁判所の改善と充実を求める決議」を採択したが、刑事司法、民事司法の分野でも、国民の権利擁護のためには、地方裁判所、地方検察庁の人的、物的体制の整備が必要であることは、これまでの実情調査の結果からも明らかである。

よって、当連合会は、最高裁判所に対して、裁判の迅速化に係る検証のために、検察庁、裁判所の人的、物的体制に関する調査の実施を要望する。

3 国及び政府は司法基盤整備のために財政上の措置を講じるべきこと（意見の要旨1（2））

迅速化法は第3条で、迅速化法にいう「裁判の迅速化」とは上記「2」に記した基本的枠組みの下での迅速化をいうものとして国に必要な施策を策定・実

施する責務を課し、第4条で政府に対し、第3条の施策に必要な法制上・財政上の措置その他の措置を講じる責務を課している。人的、物的基盤の整備や法制上の措置には、財政上の措置を含めた国及び政府の対応が不可欠であるが、迅速化法施行以来、検証の結果が司法予算の増加に反映された事例はないと言わざるを得ない。しかし、検証の結果からは、家庭裁判所、地方裁判所、地方検察庁の人的、物的体制の整備、強化が必要なことは明らかであると思われる。当連合会は、国と政府に対して、この実情を率直に認め、迅速化法第3条、第4条の規定にしたがって、基盤整備のために必要な予算措置を講じるべきことを求めるものである。

4 迅速化法の立法の趣旨や、検証の目的、これまでの検証の結果、これから検証の重要性については、広く国民一般に周知されるべきであること（意見の要旨1（3））

迅速化法は、国民の期待にこたえる司法制度の実現のために定められ（第1条）、その実現のために検証が実施され、2年ごとに、検証の結果を「国民に明らかにするために公表する」とされている。しかし、残念なことに、迅速化法の立法目的や、各回の報告書に関する国民一般への浸透が進んでいるとは思われない。国民の適切な権利擁護のためには、充実した司法制度の確立が不可欠であることは論を待たない。国民から支持される司法制度を確立するためには、これらの点に関する国民の関心が高まることも必要である。迅速化検証の内容を充実したものにするためにも、国民から支持される司法制度を構築するためにも、国民が迅速化法（第1条ないし第4条）の推進の状況を確認する機会を増やすような周知の方法、例えば各地の裁判所における掲示、報道機関への積極的な情報提供などを講ずることを検討すべきである。

他方で、第6回の迅速化検証からは、第5回までの迅速化検証の結果をフォローアップする形で、第一審民事、第一審刑事、家事の分野ごとに、全国各地の裁判所、検察庁、弁護士会所属の弁護士に対する実情調査を行うという方法で実施することが継続されているために、その検証結果の報告内容は、裁判実務に大きな影響を持つようになった。その内容の周知は、当初は、国民一般だけでなく、法律専門家に対する周知も不十分な面があったが、運用面に関する検証が継続する中で徐々に改善していることがうかがわれる。運用面に関する議論を活性化するためには、第11回報告書の内容についても広く周知されるような措置が採られるべきである。

なお、第11回報告書は、冒頭のI「本報告書の概要」において、報告書全体のうち要点のみを図表などを使いながら示している。このように冒頭に要点を箇条書きする構成は、第8回の迅速化検証に係る報告書以来の流れである。裁判実務の迅速化検証の到達点や、各分野における審理の問題点をできるだけ分かりやすく伝えたいとの意図によるものであると思われるが、他方で、実情調査での発言や、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（以下「検証検討会」という。）での議論のうち、一部だけを選択的に記載したものであるから、冒頭の概要だけで正確な実情を知ることはできず、報告書の本文を熟読しなければ誤解を生じる面があることに留意が必要である。

5 デジタル化により国民の司法アクセスが縮小されるべきでないこと（意見の要旨1(4)）

第11回報告書の特徴は、冒頭の概要の次に「裁判手続のデジタル化の今とこれから」の項目を設け、裁判手続のデジタル化のスケジュールが記載されたことである。民事訴訟手続は、遅くとも、2026年（令和8年）5月21日からは、訴状のオンライン提出、訴訟記録のオンライン閲覧が可能となり、民事非訟手続、家事事件手続についても、2028年（令和10年）までには、同様の制度が導入されることになっている。法曹関係者全員が対応を求められる法律改正に基づくスケジュールを明らかにするものである。

この点、刑事に関しても、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律が2025年（令和7年）5月に成立し、弁護人の関係では、申立て・請求、閲覧・謄写、証拠開示のほか、証拠調べ請求、証拠の提出、冒頭陳述、弁論、判決、上訴など全ての手続がデジタル化されることになった。

他方、裁判手続のデジタル化に伴っては、遠隔地にいながら裁判その他の裁判所の手続等の多くを進めることができることから、地方の支部の統廃合、裁判官、調査官その他の職員の非常駐化が進んでしまうのではないかという点が懸念される。裁判所の手続等にはオンラインの方法では代替できないもの、対面で行うことに価値のあるものがあり、必要以上に対面での手続等が減少するすれば国民の司法アクセスの縮小であり、裁判を受ける権利について、都市部と地方での格差が生じることを許すことになる。司法に対するアクセスポイントが減少することは、国民一般にとってマイナスとなるものである。デジタル化の進展によって、支部の統廃合や裁判官の非常駐化といった国民の司法へのアクセスを縮小する施策につながることがあってはならない。

6 迅速化検証に対するその他の要望について

国民の権利救済の実現のためには、公正、適正、充実した裁判が迅速に行われなければならない。2年に一度公表される平均審理期間や、判決に至るまでに長期を要した事件の数、要した時間、また、裁判が公正・適正・充実していたかなどに対して、国民がどのような評価をしているかについては、迅速化検証においては現在まで何らの調査も実施されていない。

過去に報告書にまとめられている資料編の各種統計データの分析、活用をより促進すべきであるとの指摘があったが、いまだに着手されていない。

さらに、埋もれてしまっている紛争が多数存在すること¹に関する社会的要因の分析や、今後、このような紛争を顕在化させるためにはどのような方策が必要なのかという観点からの検証や、代理人が付かない今まで国民の権利擁護が実現できているのかという観点からの実情調査も実施することを検討すべきと思われる。国民として、取り上げてもらいたい事件が埋もれていないかという観点を取り入れるべきものと考える。これらの点は、過去に指摘されながら検証の対象として取り上げられていない点である。

第6回の迅速化検証から12年目に当たる今回も、第5回までの迅速化検証の結果をフォローアップする内容となっている。裁判手続のデジタル化の中で、審理の充実化、効率化、迅速化の観点から、争点整理手続における運用改善の取組に関して各地で色々な工夫が行われており、実務の参考に資することから、基盤整備の検証とともに、裁判の運用に関する検証も継続されるべきである。

第3 第11回報告書III「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」に対する意見

1 本意見書第3以下の構成について

本意見書の第3以下では、最高裁判所による第11回報告書に関する事項を記載する。

¹ 第5回報告書では、社会・経済的背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的要因にまで視野を広げ、紛争自体の総量や動向に影響を与える要因、裁判事件となる紛争や動向に影響を与える要因の分析、検討が行われ、地方自治体、消費生活センターなどの相談機関での実情調査、裁判外の紛争処理機関や、保険制度の状況までの調査が実施された中で、社会内には、各種相談機関に持ち込まれず、ひいては裁判手続にも持ち込まれない、多数の潜在的な法的紛争が存在しているのが実情と考えられた(第10回報告書54頁)と指摘されている。

上記のとおり当連合会が最高裁判所の各回の報告書に対応して公表している意見書は、報告書に記載された事項のうち関係各所（国民を含む。）にとって有益と思われる情報を簡潔に紹介するとともに、不足していると思われる情報を補うという目的がある。また、実情調査の報告や検証検討会の議論に対し、必要に応じて当連合会の意見を表明するという目的を兼ねるものである。本意見書の第3は第1回報告書の民事のパート、同第4は刑事のパート、同第5は家事のパートそれぞれについて、第1回報告書に対するこれらの事項を記載するものである。

2 「民事第一審訴訟事件の概況」について（第1回報告書44頁）

- (1) 第1回報告書は、全体の概況に関して、図表等及び統計資料による報告にとどめている。また、長期化をしている事件類型ごとの報告も、統計資料の形式で報告されており、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産関係、労働関係訴訟、行政事件訴訟など専門化を進めることで一定程度迅速化が図られた訴訟類型の概況については、簡潔な説明とそれに関する統計資料から読み取ることになっている。
- (2) 民事第一審訴訟事件の新受件数は、2018年（平成30年）以降は減少傾向にあったが、2023年（令和5年）から増加に転じ、2024年（令和6年）の新受件数は14万1526件であり、2022年（令和4年）から約1万5000件増加している。

平均審理期間は、2016年（平成28年）に8.6月であったものが長期化に転じ、2021年（令和3年）及び2022年（令和4年）にはともに10.5月となっていた。その後、2023年（令和5年）は9.8月、2024年（令和6年）は9.2月となり、若干短縮されつつある。既済事件のうち審理期間が2年を超える事件の割合は第10回迅速化検証における9.9%から7.6%に減少したとされている。

3 「民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果」について（第1回報告書106頁）

(1) 実情調査の位置付け

2023年（令和5年）3月に双方当事者がウェブ会議の方式で参加する弁論準備手続、2024年（令和6年）3月にはウェブ会議の方式による口頭弁論の運用が開始され、民事訴訟のデジタル化がフェーズ2の段階に入ったこと、また、2022年（令和4年）4月以降、民事訴訟法第132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にす

るためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「m i n t s（ミンツ）」）の運用が開始されたことなど、デジタル化が進展している。今回の実情調査では、このようにデジタル化が進展する中、裁判所で使用する上記システムやウェブ会議のアプリケーション等を中心とするデジタルツールを活用した争点整理の運営改善の手法がどの程度浸透し進化しているのか、また、そうした取組を多くの裁判官・弁護士が共有するためにどのような取組が行われているのかについて実情調査が行われた。

実情調査の対象は、2020年（令和2年）2月からフェーズ1の運用を開始した府の中から、異なる地域に所在する大規模府（本府）1府及び小規模府1府の裁判官並びにこれらの府に対応する弁護士会所属の弁護士である。これらの府は、他府に先行してフェーズ1の運用を開始しており、特に先進的な取組が行われているため、第11回報告書も述べるとおり、今回の実情調査の結果は全国の民事第一審訴訟事件の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点に留意が必要である。同様の事情により、実情調査の対象となった弁護士会所属の弁護士も、裁判所が先進的な取組をしている地域の弁護士のため、これらの弁護士からの聴取結果が、他の地域も含めた一般的な弁護士の見解を代弁したものとは言い切れない点について留意が必要である。

（2）実情調査の結果（デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題について）

ア 実情調査の結果として、争点整理の序盤の口頭協議の有用性を認識し、実際の事件で広く実践している実情が紹介された。弁護士側からも、これに対する肯定的な意見があったことが紹介されている（第11回報告書107頁）。しかし、第11回報告書において、争点整理序盤の段階で口頭協議を実施する際に適用される基本的なルールとされているもの（いわゆるノンコミットメントルール²等）については、法定のものがあるわけでは

² いわゆる「ノンコミットメントルール」の内容について、最高裁判所の第6回報告書は、「口頭での議論の過程での暫定的な発言について自白の拘束力を認めないというルールのことをノン・コミットメントルール（無答責原則）と呼ぶ場合がある（相羽洋一ほか「民事裁判プラクティス 争点整理で7割決まる！？」判例タイムズ1405号12頁以下参照（平成26年））」と記載している（第6回報告書95頁注46）。また、最高裁判所の第8回報告書は、「暫定的な発言は撤回可能なものとし、裁判所は当該発言をもって心証形成することはなく、相手方も当該発言を準備書面で引用するなどしないということ」と記載している（第8回報告書73頁注1）。

なく、いまだ十分に確立されたものがあるとはいえない。また、弁護士側においては、たとえノンコミットメントルールの下であったとしても、事実上の裁判所の心証形成に与える影響を懸念する声も多く聞かれていることに留意すべきである。加えて、実情調査においても、弁護士の依頼者及び事件との関わり方は多種多様であって、必ずしも容易には口頭協議を行い得ないような場合もあるとの指摘もあった。したがって、裁判所から弁護士に対して序盤の口頭協議の目的・意義やルールを丁寧に説明し、十分なコミュニケーションをとった上で、事案に応じた柔軟な対応を行うことが非常に重要である。

また、第11回報告書107頁では、期日指定の工夫として答弁書提出前に主要事実レベルの争点等を確認する「口頭協議先行型」が紹介されている。しかし、前述のとおり、弁護士の依頼者及び事件との関わり方は多種多様であって、必ずしも容易には口頭協議を行い得ないような場合もある上、いまだ具体的な主張や証拠を伴わない段階において、裁判所が事案の大枠を掴むだけの最序盤の口頭協議が審理の充実化や審理期間の短縮化の観点からどれだけ有用性があるのか、慎重に検討すべきである。さらには、裁判が流動的であることを考慮しない結果にならないか、すなわち、後から予想をしなかった事実が明らかとなったり、新たな争点が発見されたりすることも少なくはないことも踏まえ、口頭協議をどの段階でいかなる方法により行うかという点については、事案によってはより慎重な対応が求められることもあることに留意すべきである。

イ 今日、ウェブ会議で実施する期日が増えているところであるが、実情調査では、弁護士から、対面での交流機会が減少して、和解のきっかけをつかみにくくなるとの懸念を指摘する発言もあった。期日の実施方法として、ウェブ会議と対面の得失については、事案に応じて和解を含む審理のより効果的な運用を柔軟に選択することが期待される。

ウ 実情調査では、裁判所から、活発な口頭協議や、認識を共通化するためにデジタルツールを利用した事例の紹介が行われ、mintsの自動督促機能には弁護士が期限までに書面提出を行う動機付けになるとの指摘もあった（第11回報告書109頁）。デジタルツールの活用については、試行錯誤の段階であるとの評価がされている。実際に利用している裁判所においては、事件の引継ぎや合議を実施するときに投稿機能が有効であるとの紹介があった。

他方で、裁判所、弁護士双方から、デジタル化それ自体はツールであって、自動的に審理が迅速化するものではなく、デジタルツールの利用が自己目的化しないように留意し、効果的に活用すべきとの指摘があった（第11回報告書108頁）。また、第11回報告書に記載はないが、実情調査では、裁判所から未済件数全体に占めるmintsの利用件数の割合は1割程度との発言もあり、弁護士から裁判所のTeams³の利用に認証面での煩雑さや時間的な制限があることについては改善を求める声があった。

エ 書面の提出期限の遵守状況に関して、第10回の迅速化検証では、弁護士から提出期限に書面が提出されるのは半分程度であるとの発言が裁判官からなされたために、mintsやTeamsの投稿機能やチャットを利用した進行管理の必要性の指摘があった。今回の実情調査では、弁護士から、提出期限までに提出できない原因として、予想以上に準備が難航する場合、依頼者側の作業が遅延する場合などの実情の紹介がなされた。さらに、期日を空転させないように、準備できたところまでの状況を告知するなどの工夫をしているとの紹介もなされている。

オ 争点整理を充実させるための組織的取組については、対象地においては、裁判所、弁護士会の双方での争点整理や審理運営に関する研修、意見交換などが行われているだけでなく、両者の間で、意見交換やプラクティスの検討会などが活発に行われているとの実例が報告されている（第11回報告書110頁等）。

（3）実情調査の結果（合議体による審理の現状と課題について）

ア 第11回報告書では、合議体による審理について、これを積極的に評価する意見のほかに、弁護士からの意見として、本庁の専門部で合議になるような事件が支部で単独で進行している事件もあるなど、合議に付すべき事件について単独で進行している事件もあるように見受けられるとするものや、単独事件として進行している事件について合議体による審理が適切であると考える場合において、付合議の上申を出すことはあるが、当該単独体による審理が不十分であると言っているように受け取られることを懸念し、上申を出すことには躊躇を覚えるといった意見もあったことが紹介されている。また、裁判体における合議や、事件の引継ぎにおいて、デジ

³ 第11回報告書における「ウェブ会議のアプリケーション」という表現がTeamsに該当する（第11回報告書36頁の注記を参照）。

タルツールの利用が進んでいること、有用性が高いことが紹介されている（第11回報告書111頁）。

第11回報告書に記載はないが、実情調査においては、裁判所から、支部で審理されている事件のうち、合議体によって審理した方が適切であると思われる事件の有無の調査、いわゆる棚卸⁴を実施しているとの報告があつたが、当連合会内には、そのような運用が支部の管轄地域に居住する国民の司法アクセスを阻害してしまわないような慎重な運用が求められるとの意見があつたことを付言する。

イ 現状の人的体制を前提とした合議体活用のための取組、工夫では、自ずから限界がある。合議体による審理を更に積極活用し、充実した争点整理を行うためには、合議部・合議体の数を増加させることを含め、人的体制の拡大が不可欠である。

4 「検証検討会での議論」について（第11回報告書113頁）

(1) 「デジタル化が進展する中での争点整理の実情」については、一部の弁護士には序盤に口頭協議を行うことの意義やノンコミットメントルール・デジタルツールの扱い等の口頭協議に当たってのルールについて理解が十分に浸透していないことがうかがわれた、とされている。しかし、前述のとおり、口頭協議を実施する際に適用されるノンコミットメントルールについては、法定のものがあるわけではなく、いまだ十分に確立されたものがあるとはいえないという意見もあることに留意する必要がある。

(2) 第11回報告書において、今回の実情調査では、裁判所からは投稿機能による口頭協議の結果の共有等のほか、チャット等を用いて書面提出の督促を行う取組が紹介されたが、一部の弁護士については、裁判所から送られる投稿等を見ていないと実情もうかがわれ、この点に関しては、弁護士において投稿等を確認する必要性及びそれに向けた裁判所側からの働きかけの重要性が指摘された、とされている（第11回報告書113頁）。

もっとも、ヒアリング対象の弁護士は、裁判所から送られる協議結果の投稿等を確認しない理由として、期日でのやり取りに関して自分で記録化して

⁴ 第11回報告書の111頁では、棚卸という用語の説明として「単独事件として係属している未済事件の中に付合議が相当なものが含まれていないかについて部全体で意見交換し洗い出す作業」と記載されているが、実情調査においては、部内での相談に限らず、管内の裁判官が集まっての定期的な意見交換を通じて付合議が相当なものを洗い出していることがうかがわれた（第11回報告書112頁）。

おりそれで十分な場合を挙げており、一定の理由は述べられていた。他方、弁護士側は訴訟以外にも多種多様な業務を行う中で、必ずしも裁判所 Teams を毎朝起動させて常にパソコン上にログイン状態を維持する必要がないことに加えて、裁判所の Teams は、デフォルト状態での Teams 利用とは異なり、個別に頻繁なログイン認証（電話や認証アプリ）が要求される上、裁判所の非開庁日や早朝・夜間は利用ができないことから利便性に欠けるとの声も聞かれる。このような弁護士側の実情にも配慮した上で、裁判所の Teams へのアクセスを 24 時間開放し、また、メンション機能（投稿があったことを登録メールアドレスに通知する。）が適切に活用されるよう配慮する必要がある。

(3) 「争点整理を充実させるための組織的取組」については、多くの裁判官が無理なく争点整理改善の手法を実践できることが重要であるとの指摘と、審理の迅速化のためには、個別の事件において、事件を引き継いだ裁判官に適切に引継ぎが行われる工夫の検討が必要との指摘がなされている。これらの指摘は検証検討会で複数の委員からなされており、運用改善に係る実情調査を平均審理期間の短縮という目に見える結果につなげる一つの鍵になると考えられる。

5 「今後に向けての検討」について（第 11 回報告書 115 頁）

(1) 第 11 回報告書の「デジタルツールを積極的に活用して審理の合理化、効率化を図ることが重要であることはいうまでもない」(115 頁)との点については、第 11 回報告書においては、ウェブ期日による審理期間の短縮化について統計資料等で定量的に示されていない。他方で、前述のとおり、弁護士側からは対面での交流機会の減少が与える影響を懸念する声も聞かれている。ウェブ会議と対面については、統計的な資料も踏まえながら、利用者である弁護士の声にも耳を傾けつつ、より効果的な運用を検討することが望まれる。

また、「争点整理序盤の口頭協議を効果的かつ充実したものとするためには、口頭協議の目的・意義やノンコミットメントルール等の基本的なルールについて、裁判所・弁護士間で十分に認識を共有しておく必要がある」(115 頁)との点は、前述のとおり、弁護士側においては、たとえノンコミットメントルールの下であったとしても、事実上の裁判所の心証形成に与える影響を懸念する声も多く聞かれていることに留意すべきである。また、裁判実務では、後から予想しなかった事実が明らかとなったり、新たな争点が発見

されたりすることも少なくはないこと（すなわち裁判は時に流動的であること）にも留意すべきである。

さらに、「期日間の投稿等の確認の必要性についての弁護士側の認識の強化と、それに向けた裁判所側の組織的かつ継続的な働きかけが重要である」との点については、前述のとおり、裁判所のT e a m s が利便性に欠ける点についてのシステム上の改善や弁護士側の実情にも配慮した適切な対応が図られるべきである。

(2) 第11回報告書の「今後に向けての検討」においては、デジタル化が進展する中で、これを活用した取組については、多くの裁判官が過度な負担なく実践できるものであることが重要であり、争点整理序盤に口頭協議を行い、議論の拡散を防ぎつつ、争点整理を進める手法の有効性は、裁判所・弁護士間の共通認識となりつつあるが、協議を効果的に行うためには、その意義・目的や、ノンコミットメントルール等の基本的なルールについて認識を共有することが重要であるとして、引き続きそのための組織的取組も重要であるとされた（第11回報告書115頁）。なお、この点については弁護士側に様々な意見があることは前述したとおりである。

また、今回の実情調査ではm i n t s を活用した争点整理の取組の紹介もなされているところ、2026年（令和8年）5月21日からのフェーズ3の開始に向けて、電子提出された書面のデータの活用については、検討途上ではあるが、これまでの争点整理改善の取組が更に深化していくことが期待されるとされた。

今後は、弁護士の側も、デジタル化に対応しながら、民事裁判の運用改善に積極的に取り組むことを求められると予想される。

第4 第11回報告書IV「地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情」に対する意見

1 刑事通常第一審事件の概況について

事件数（新受人員、終局人員）は、2016年（平成28年）以降、2022年（令和4年）までおおむね減少傾向が続いたが、2023年（令和5年）及び2024年（令和6年）は増加し、平均審理期間については長期化傾向にあると報告されている。事件数の減少傾向にもかかわらず平均審理期間が長期化している要因については、慎重な分析がなされるべきである。もっとも、確かに、被告人は迅速な裁判を受ける権利を有しており迅速化は被告人の利益で

あるが（憲法第37条第1項）、同時に、防御の準備のために十分な時間及び便宜を与えられ（自由権規約第14条第3項(b)）、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられなければならない（憲法第37条第2項）。裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない（迅速化法第2条第3項参照）。刑事事件においては、被告人の準備のために十分な時間を確保しつつ、迅速な裁判を実現する方策を検討することが重要である。

2 裁判員裁判対象事件の概況について

裁判員裁判対象事件の事件数（新受人員、終局人員）は長期的に見ると減少傾向にあるが、平均審理期間及び公判前整理手続期間については、2024年（令和6年）は再び長期化傾向が見られると報告されている。通常第一審事件と同様、被告人の防御権確保を前提とした上で、長期化している要因について適切な分析がなされ、審理期間の長期化を防ぐための具体的な方策が提言されるべきである。

3 「刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果」について

第11回報告書は、合計2か所で行われた実情調査（中規模庁及び小規模庁の地方裁判所本庁である裁判所並びにこの裁判所に対応する検察庁及び弁護士（ヒアリング対象は各庁の裁判官個人、検察官個人及び同弁護士会所属の個々の弁護士））に基づいているため、長期化の要因を確認するという目的に対して、聴取・収集された情報の量や多様性、普遍性に一定の制約があることを踏まえて理解すべきである。

以下、個別の点について言及する。

(1) 事件内容の観点から、防犯カメラ映像やSNSメッセージ等の客観的証拠の量の増加や解析、確認作業の負担が公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えているとの認識は当連合会も同じであるが、ヒアリングを踏まえ、その「処方箋」にまで踏み込んだ検討を示すべきである。

すなわち、第一に、客観的な証拠の開示の準備のために要する機材や人員確保など検察庁の人的・物的な体制強化及び被告人が証拠を十分に検討できるような適切な保釀の運用並びに留置施設において被告人が防犯カメラ映像等の電子的証拠の閲覧を可能とする環境の整備が必要である。第二に、科学的・専門的知見が問題となる事件においては、専門家の確保や協力を得るための調整に時間と労力を要することがあり、当事者、特に弁護人による専門家へのアクセス容易化の方策は、防御権の保障と充実した迅速な裁判の実現

の観点において、極めて重要というべきである。しかし、専門家へのアクセスの問題は弁護人、弁護士会の努力のみでは限界がある。この点は、制度の問題として対応することが早期かつ実効的な改善のために必要であり、専門家へのアクセスを容易にするための道筋を検討すべきである。

なお、捜査段階で黙秘する事件の増加が長期化の要因として掲げられているが、当を得ないものと言わざるを得ない。すなわち、第一に、仮に捜査段階で黙秘することにより、検察官の準備が従前に比べ時間を要することになり結果的に長期化することがあったとしても、黙秘権は被疑者の基本的な権利であって、検察官の準備の問題は黙秘権の行使を前提に新たな業務プロセスを導入することによって解決を図るべきである。迅速化を理由として被疑者の黙秘権の十全な保障が欠けることがあってはならない。

第二に、被疑者が捜査段階で黙秘することにより取調べの録音録画の視聴検討に費やす時間がなくなり、結果的に弁護人の準備期間が短縮されることもあり、必ずしも捜査段階の黙秘それ自体により裁判が長期化するわけではない。

(2) 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮に関して、検察官側から、客観的な証拠が増大しているなか、検察官としては幅広く証拠の任意開示をしているが、自白事件か否認事件かにかかわらず、弁護人が広範に証拠の開示を求めるため、マスキングや、贋写に期間を要しているとの指摘がなされている（第11回報告書136頁）。

しかしながら、法律上証拠収集権限のある検察官と異なり、弁護人側は類型証拠開示請求によって請求証拠以外の検察官手持ち証拠の開示を受けられるのであり、刑訴法上認められる全ての証拠の開示を受けて検討することは被告人の当然の権利である。これは検察官が任意に証拠を開示したとしても異なるものではない。そして、客観的な証拠の増大は社会の変化として受け入れざるを得ないものであるから、それに応じた検察関係者の増員、マスキングの自動化、贋写プロセスの効率化などの方策が第一に検討されるべきである。

むしろ、検察官が証拠を最初から全面的に開示することこそが被告人の権利保障と裁判の迅速化の両立に寄与するのであるから、裁判所の訴訟指揮権に基づき全面的な証拠開示を命じることも検討すべきである。当連合会が公表した「刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書」においても、類型証拠開示と主張関連証拠開示の要件該当性判断のために検察官

及び弁護人が時間を要しているという問題、改正刑訴法で設けられた証拠一覧表の交付制度も求釈明のために時間を要しており迅速化に寄与していないという問題を指摘した上で、全面的証拠開示規定を創設すれば不合理な時間と労力は不要になると述べるところである（同意見書22頁）。

また、弁護人の方針について、類型証拠開示が全て終わるまで主張を一切示さない方針をとる弁護人が一定数みられるという指摘がある（第11回報告書137頁）。しかしながら、既に述べたとおり、検察官が強制的に収集した手持ち証拠について、法律上許される全ての証拠開示請求手続を尽くすこと及び開示証拠の検討を経て方針を決めることは被告人の権利であって、このような対応は批判されるべきものではない。被告人の防御権の尊重という大原則は、いかなる議論においても軽視されなければならない。

当事者の活動という点では、被告人の身体拘束が弁護人側の準備に多大な制約・負担となっていることから、より積極的な保釈の運用など身体拘束制度の改善にも目を向けて検討すべきである。

(3) 裁判所・検察庁・拘置所等の人的・物的基盤の整備、拡充のためには、それらのために必要な予算措置を講じることとともに、（運用又は法改正によって）公判前整理手続請求権の強化及び証拠開示制度の改善（仮に全面的証拠開示が困難であったとしても、迅速な証拠開示を実現すること）、オンラインのデジタル証拠開示を実現すること、被疑者・被告人がデジタル証拠を閲覧できる機材等を整備すること、オンライン接見・差入れを実現することなどが、検討されるべきである。

(4) 第11回報告書の「裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情について」（138頁）では、実情調査で、弁護士から、弁護人が公判前整理手続等に付すよう請求しても、裁判所・検察官が消極的な対応をする場面が多いという意見があったと紹介されている。裁判員裁判非対象事件の否認事件においては、この点が公判前整理手続の利用が進まない要因の一つであることが実情調査で示されており、当連合会内の意見として、この点の改善が必要であるとの意見があった。

4 「今後に向けての検討」について

第11回報告書140頁では、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮を見直すとともに、公判前整理手続の在り方について法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続し、当事者がより密接なコミュニケーションをとることや裁判所が手続を適切にコントロールする必要性を指摘している。

しかしながら、公判前整理手続の在り方について法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続していくこと自体は当然のことであり、そこに言及するだけでは十分ではない。これまで重ねてきた実情調査の結果からしても、刑事訴訟における当事者対立構造の中で、当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について当事者間の共通理解を深めることでの迅速化には、自ずと限界があると言わざるを得ない。また、事件内容の変化といった外在的な要因に対応するために、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の見直しだけで対処できるものとも思われない。

迅速化検証は、そのような運用面や訴訟当事者の認識面の手当てだけではなく、公判ないし公判前整理手続の長期化の原因を探り、その手当ての必要性や考えられる方策を浮き彫りにし、迅速化法の基本理念及び趣旨に立ち返って、予算措置を含めた体制面での司法の機能強化を推進する議論であるべきである。刑事裁判手続においては、公正かつ適正な手続の確保は絶対的な要請であり、刑事裁判の主体である被告人の権利利益が審理期間を理由にして軽視されなければならない。公判前整理手続の基本的な在り方は、正に手続の公正・適正に深く関わる部分であり、協力医の不足、鑑定人の確保など外在的要因や体制面について具体的な問題意識を明示して改善につなげることが、迅速化検証の役割として必要である。

5 刑事裁判の基盤整備のための調査の必要性

裁判員裁判を始めとする刑事裁判が、裁判官、検察官及び検察事務官の不足、法廷の不足により遅延している可能性、あるいは今後、遅延が生じる懸念などがあることから、体制面にも目を向けた検証を行うことが不可欠というべきである。

また、証拠解析のためのシステム改善、検察庁の人的・物的体制の強化、被告人が証拠を十分に検討するための保釈の運用（刑事訴訟法第90条参照）の改善、拘置所において被告人がデジタル証拠を検討できる環境の整備、必要な人数の国選弁護人の選任、国選弁護人報酬の増額、弁護人と被告人とのオンライン接見なども視野に入れて検討することが必要である。

今後の検証検討会や実情調査においては、刑事裁判の基盤整備に重点をおいた検証・検討こそが最高裁判所の迅速化検証で行われるべきであり、そのための検証項目を検討すべきである。

第5 第11回報告書V「家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概要及び実情等」に対する意見

1 家事事件全体の概況

(1) 別表第一審判事件については前回と同様に増加傾向にあり、別表第二事件については、新受件数は調停事件を中心におおむね高止まり状態にある。平均審理期間は緩やかに長期化し、2020年（令和2年）に大きく長期化したが、要因としては新型コロナウイルス感染症拡大等の影響がある。その後、2022年（令和4年）に長期化傾向が一段落し、2023年（令和5年）以降横ばいとなっているが、その要因は感染症そのものが落ち着いたことのほか、感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現われてきたことが考えられるとしている（第11回報告書142頁）。

客観的な統計数値の動向や評価については特に異論はないが、家庭裁判所の裁判官、家裁調査官、調停官及び調停委員の人数についての調査は今回もなされていない。また、調停室、待合室、試行面会室、電話会議システム及びウェブ会議システムの物的設備の調査もなされていない。平均審理期間の動向と、調停運営改善等運用上の取組の成果に言及するのであれば、人的・物的体制の客観的状況（裁判官の専門性をも含む。）も併せて検証することで初めて全体として家事事件の概況・問題点が説得力のある客観的全体像として把握され、今後の改善により強力かつ適切につながるというべきであって、家庭裁判所の人的・物的体制の検証は急務というべきである。

(2) 遺産分割事件において平均期日間隔が2.4月、婚姻関係事件では平均期日間隔が1.9月、子の監護事件では2.1月とされている（第11回報告書155頁、162頁、167頁）。期日間に家裁調査官による調査を行う事情があるなどの場合以外に、次回期日が約2か月以上先になるのは迅速性を欠き問題であると言わざるを得ず、とりわけ家庭裁判所の事件の多くが当事者にとって最も切実な家族・身辺の事情や、感情面の負担を伴う案件であることを考えれば、利用者の負託に応えるものとは言い難い。長期間紛争にさらされる子の不利益の大きさも軽視できない。このように期日間隔が長期となる原因が調停室、試行面会室、電話調停やウェブ調停のための機器の物的設備の不足や、調停委員、調停官、家裁調査官などの人的体制の不足にあるのであれば、極めて重大な問題である。

特に今後、共同親権下における親権行使に当たり、家庭裁判所に子の進学に関する紛争等、速やかな解決が必要になる紛争が持ち込まれた場合に、現在の約2か月ごとの期日では、紛争解決機関としての役割を果たせない。また、保全など緊急性が高い事件のみを早急に対処することのしわ寄せとして、他の家事事件がより長期化することもあってはならない。

(3) 人事訴訟事件の新受件数は前回（8984件）よりも増加して9073件となり、近時の平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にあることが明らかにされた。平均争点整理期日回数が前回の4.1回から4.8回と増加し、全体の平均期日回数も6.2回から6.8回と大幅に増加していることについて、財産分与の申立てがされた事件において資料の収集をめぐって審理が難航しがちであることや、離婚原因について周辺事情に関する主張の応酬が繰り返されることが挙げられている（第11回報告書188頁）。昨今のデジタル化により、取引履歴などの情報や各種の通知が郵送されることがなくなったことが原因で、本人以外の者は情報が把握しにくく、本人は容易に財産を隠匿することが可能となっており、資料の収集が難航するのは当然のことと思われる。また、育児において双方が同程度に関わる事案も多く当事者にとって親権の関心が高いことや、精神的に負担を抱えている当事者も少なくなく判断が難しいこと、当事者にとっての関心が高いため周辺事情に関する事実であっても主張・反論せざるを得ないこともある。いずれも調停委員会や裁判官が、財産の開示を指示するなど適切に調停運営や訴訟指揮をする必要がある。

(4) 前回の第10回迅速化検証報告書では、「今後に向けての検討」として、①有益な取組を取り入れていく仕組みの構築が重要になる、②調停委員会と当事者・代理人とが協働してより一層迅速かつ充実した調停を実現するための更なる取組が求められている、③対面での調停とウェブ調停の適切な使い分けについて探求していく必要がある等の記載がある（同報告書224頁以下）。第11回の迅速化検証においては、これらの取組状況についての検証が必要であったところ、今回は、各家庭裁判所におけるこれらの取組状況に関する調査では、件数や期間等の数字上の統計のほか、ホワイトボードの活用、審判の見通し等を伝達することなどで、当事者との認識共有を図っていることが有効であることやウェブ会議の有用性などの紹介が挙げられているが、これらに要する機材や、人的体制が十分であるかを数量的に計るような検証は、今回も実施されなかった。「今後に向けての検討」として第11回

報告書において指摘されている事項について異論はないが、次回の迅速化検証では、人的・物的体制の整備が実現できているのかという観点からの数量的な検証も行われるべきである。

2 「家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果」について

(1) 実情調査の位置付け

第11回の迅速化検証において、①家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題、②人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について意見を聴取したことである（第11回報告書185頁）。

一方で、当連合会は、第10回迅速化検証報告書に対する意見書において、家庭裁判所の体制強化の必要性の項目を設け、家庭裁判所の基盤整備の必要性について意見を述べた。しかしながら、第11回の迅速化検証においても体制面の実情、基盤整備についての調査は行われず、運用面の調査のみにとどまっている。家庭裁判所において審理の迅速性が求められる中、体制面の客観的状況の把握をすることをせずに運用改善の取組の成果という観点だけで実情を語るのは、検討が不十分であると言わざるを得ない。

当連合会においては、①担当裁判官の開廷日（曜日）が固定されており、祝日の多い月曜日だと期日が入らない、②調停委員の差し支えが多いために期日が入らない、③家裁調査官の不足が原因と思われるが、調査官による調査を要望しても採用されない、採用されたとしても長期間を要した、調査事項を限定された、④評議で1時間以上待たされることもあり評議の時間が長すぎる、⑤ウェブ調停及び電話調停も機材の制約があり、ウェブ調停を希望しても機材の関係で電話調停になることや、電話調停の機材がなく期日が入れられないことがある、⑥新型コロナウイルス感染症の影響で待合室の椅子が減り待合室に入れない、使いにくくなったり、待合室がなくなったりなど、様々な声が各地の弁護士から寄せられている。

運用面だけでなく体制面からも検証が必要である。

他に、当連合会内の意見として、家事調停や人事訴訟だけでなく、家事審判に関しても実情調査の対象として取り上げるべきであるとの意見もあったことを付言する。

(2) 実情調査の結果

第11回報告書では、ウェブ調停の有用性について述べられている（第11回報告書40頁、192頁）。しかし、同報告書186頁にもあるとおり、

実情調査の対象となった弁護士からウェブ機材の制約について指摘があり、ヒアリングでは弁護士が、ウェブ調停を希望しても機材が不足しているために電話調停になったり、電話調停の機材もないと期日が入れられないこともあつたりするなど、物的体制が整っていないことが指摘されている。確かにウェブ調停は有用ではあり、迅速化に資する面があることも否定し得ないが、出頭を希望する当事者を阻害することはあってはならず、また、ウェブ調停を利用した場合の本人確認の問題や録音録画されるおそれがあるとの問題も指摘されており、引き続き適切な運用が求められる。

期日短縮の取組として、第11回報告書において、午後2枠制の導入、遺産分割事件において2期日指定などが行われていると述べられている（第11回報告書186頁）。確かに、午後2枠制を探ることによって、期日が入りやすくなることや時間的制約からポイントを絞った話し合いが期待できる面がある。しかし、そもそも評議待ちで1時間以上かかることがあるという実情では、午後2枠制では十分な協議をなし得ない。時間的制約がある中で調停期日を充実させるには、当事者の言い分を聞くことだけに時間を費やしてしまうような調停運営がなされないよう、調停委員の更なる研修が必要である。なお、期日が入らない原因として、担当する裁判官が担当する曜日が決まっていることにより期日調整がなかなかできないことも指摘されている。これらは人的体制の問題であり、速やかに対処する必要がある。また、期日指定の際に2週間後では調停室が空いていないと言われたとの報告があり、これは物的体制の問題である。

財産分与の審理における工夫として、探索的な調査嘱託は採用しない旨を伝えて不必要的調査嘱託の申立てを抑止するとの工夫が紹介され、また、弁護士側からも広範に過ぎる調査嘱託の申立ては採用すべきではないとの意見が紹介されている（第11回報告書188頁）。しかし、デジタル化によって本人以外の者は情報を把握しにくくなっている結果、本人が容易に財産を隠匿することが可能となっている中で、調査嘱託の具体的な根拠を主張することが難しくなっている。公平な財産の分配という財産分与の趣旨からすれば、任意開示を促す訴訟指揮が求められるとともに、調査嘱託の申立ての採用に関しては、比較的緩やかな要件による運用を行うべきである。また、当事者が任意開示に応じない場合には、速やかに調査嘱託を採用すべきである。迅速化の要請の名の下に調査嘱託等により調査する機会が十分に与えられな

い一方当事者を犠牲にすることがあるとすれば、充実した審理の観点からも当事者の権利保護の観点からも許されないことである。

3 「今後に向けての検討」について

期日間隔の長期化の要因については、裁判所側・当事者側の心理的要因や、調停室等の利用状況、調停委員の指定状況など、各家庭裁判所の実情に応じて様々なものが考えられるとしている（第11回報告書192頁）。しかし、裁判所側・当事者側の心理的要因については、第11回報告書において現れていない。少なくとも、当事者側は、期日間隔が長いという問題点について継続的に指摘してきた。また、裁判官、調査官、調停委員の人的体制の問題についても、指摘を続けてきたが、今回の迅速化検証でも調査がなされていない。

今後、選択的共同親権制度が導入されると、父母が離婚するとき、父母間ににおいて共同親権と単独親権のいずれを定めるかについての協議が調わない場合は、裁判所が、父母の双方又は一方を親権者と定めることになる。さらに、新民法第819条第7項では、裁判所がその定めをする際の判断基準及び考慮要素についての規定が置かれることになった。このような紛争につき、裁判所が紛争解決機関として迅速かつ適切に役割を果たすためには、人的・物的体制を早期に整えることが不可欠である。選択的共同親権制度を導入するに当たって、人的体制（裁判官の専門性を含む。）・物的体制の問題は各所で指摘された事柄である。この点に関する衆参両院の民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、いずれにおいても、政府及び最高裁判所に対して、改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、家事を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員及び専門性の向上、調停室や児童室等の物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境整備など、必要な人的・物的体制の整備に努めること、司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること等について、格段の配慮を求めている。最高裁判所としても、家事事件の迅速化を図るに当たっては、運用に限らず、人的・物的体制についての検証を早急に行うべきである。

また、担当する裁判官によって曜日が固定されてしまい、期日が入らないという問題も度々指摘されていることであり、柔軟な対応が望まれる。デジタル

化により一方の当事者が他方の当事者名義の財産を把握することが困難になっていること、仮想通貨など財産の価値を見極めるのが困難な財産が多くなっていること、当事者側もインターネットなどで知識を得ており説得に応じにくくなっていることや子育てに双方の親が関わっており親権者の決定が難しくなっていることなどの社会的情勢が、調停が長期化する要因となっている。裁判の迅速化は重要ではあるが、十分な審理を経ない安易な判断がなされることがあつては本末転倒である。第11回報告書においては、審理モデルを作成して裁判所内で共有・承継し、これを弁護士会とも共有することが有用であるとされているが（第11回報告書193頁）、審理モデルどおりにはいかない事案には柔軟な対応が求められる。また、この審理モデルは東京家庭裁判所で策定されたものであり、当事者の主尋問の時間は20分が原則とされているなど、地域による特異性も認められる（他の地域では主尋問で30～40分程度の尋問時間が認められることが少なくない。）ことに裁判所は留意すべきである。

さらに、当連合会内では、今後の検証においては、前記のとおり、家事調停、人事訴訟だけでなく家事審判に関する運用改善の方策についても調査検討の対象にするべきであるとの意見もあった。

また、第11回報告書において、各家庭裁判所の実情に応じて弁護士会と審理モデルの共有や審理の在り方についての意見交換等を進めていくという方策が示されているが（第11回報告書193頁）、当連合会内から、小規模な弁護士会では、現在、家庭裁判所と弁護士会との意見交換の場がないとの指摘があり、検証報告書を踏まえ、家事の分野でも、裁判所と弁護士会の間でそのような場を持てるよう積極的な働きかけを希望するとの意見が出された。

以上